

目 次

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 6 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 7 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 8 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局訓令

- 1 新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正(病院局総務課)

人事委員会規則

- 6-1820 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1821 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1822 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1823 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 12-91 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 4 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)

教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正(教育庁総務課)
- 2 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正(教育庁総務課)
- 3 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正(福利課)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、<u>係及び班</u>を置く。 総務課 総務係 職員係 <u>人材確保育成班</u> 経営企画課 <u>企画係</u> <u>財務係</u> 業務課 業務管理係 施設係 <u>建設班</u> <u>県立看護専門学校設立準備班</u></p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（課、室、班及び係の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、<u>室、班及び係</u>を置く。 総務課 総務係 職員係 <u>財務係</u></p> <p>業務課 <u>改革室</u> <u>建設班</u> <u>業務管理係</u> 施設係</p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課</p> <p>(1) <u>病院事業経営の総括に関する事項</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) <u>経営分析に関する事項</u> (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) <u>予算の調製、執行監督及び執行手続に関する事項</u> (16) <u>資金計画及び出納に関する事項</u> (17) <u>決算の調製に関する事項</u> (18) <u>器械備品、診療材料及びその他資材に関する事項</u> (19) <u>被服貸与に関する事項</u> (20) <u>固定資産の取得、管理及び処分に関する事項</u> (21) <u>業務状況の報告及び公表に関する事項</u></p>

(13) 看護専門学校に関する事項(業務課の所管に属する事項を除く。)

(14) 職員の研修に関する事項(業務課の所管に属する事項を除く。)

(15) その他経営企画課及び業務課に属しない事項

経営企画課

(1) 病院事業経営の総括に関する事項

(2) 経営分析に関する事項

(3) 業務改善に関する事項

(4) 施設経営の基本計画に関する事項

(5) 予算の調製、執行監督及び執行手続に関する事項

(6) 資金計画及び出納に関する事項

(7) 決算の調製に関する事項

(8) 器械備品、診療材料及びその他資材に関する事項

(9) 被服貸与に関する事項

(10) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事項

(11) 業務状況の報告及び公表に関する事項
業務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 看護専門学校の設立の準備に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

(12) 施設設備の整備に関する事項

(13) 工事その他の入札に関する事項

(病院の組織)

第 8 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に教育研修センター、地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第 9 条 (略)

(22) その他業務課に属しない事項

業務課

(1)・(2) (略)

(3) 業務改善に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 看護専門学校に関する事項

(11) (略)

(12) (略)

(13) 施設経営の基本計画に関する事項

(14) 職員の研修に関する事項

(15) 施設設備の整備に関する事項

(16) 工事その他の入札に関する事項

(病院の組織)

第 8 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第 9 条 (略)

<p>2～7 (略)</p> <p><u>8 県立新発田病院の教育研修センターの分掌</u> 事務は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>医師の臨床研修に関する事項</u> (2) <u>医師の専門研修に関する事項</u> (3) <u>その他教育研修に関する事項</u></p> <p>(局本庁の職の設置)</p> <p>第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の4までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。 事務職員及び技術職員をもつて充てる職</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(参与等)</p> <p>第17条の2 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>経営企画員</u>)</p> <p>第17条の4 課に<u>経営企画員</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>経営企画員</u>は、上司の命を受けて<u>担当事務</u>を処理する。</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 管理部～社会復帰部 (略) <u>救命救急センター 救命救急センター長 救命救急センター副センター長</u> 地域連携センター～循環器病センター (略) <u>教育研修センター 教育研修センター長 教育研修センター副センター長</u></p> <p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>(局本庁の職の設置)</p> <p>第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。 事務職員及び技術職員をもつて充てる職</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(参与等)</p> <p>第17条の2 局、課、室、班及び係に参与、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>課に置く室の長等</u>)</p> <p>第17条の4 課に<u>置く室</u> (以下この条において「室」という。)に室長を置く。</p> <p>2 <u>室長</u>は、上司の命を受けて<u>室の事務</u>を処理する。</p> <p>3 <u>室に、経営企画員、副参事、主査及び主任を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>経営企画員、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて室の事務を処理する。</u></p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 管理部～社会復帰部 (略) <u>救命救急センター 救命救急センター長 副救命救急センター長</u> 地域連携センター～循環器病センター (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
---	---

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

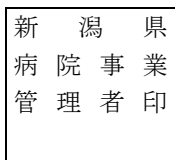
改正後	改正前
(公印の種類)	(公印の種類)
第2条 公印の種類は、次のとおりとする。	第2条 公印の種類は、次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4)</u> 新潟県病院局経営企画課長印	(4) (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	(略)
2 (略)	2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

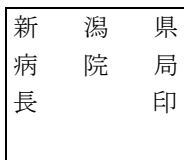
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

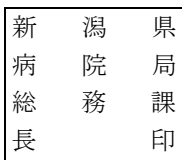
公印のひな形及び寸法



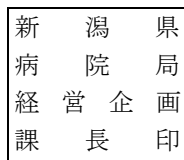
27mm平方



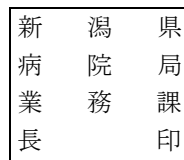
27mm平方



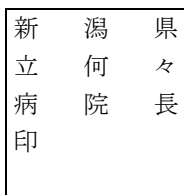
24mm平方



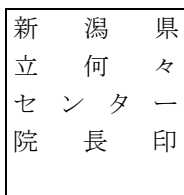
24mm平方



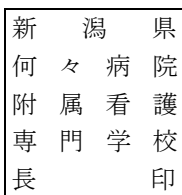
24mm平方



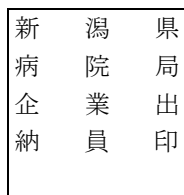
27mm平方



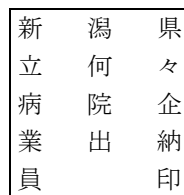
27mm平方



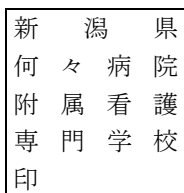
27mm平方



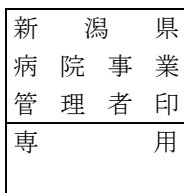
18mm平方



18mm平方



30mm平方



27mm平方

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管守) 第4条 第2条1項第1号から第5号まで及び第9号 の公印は、総務課長が管守する。 2 (略)	(管守) 第4条 第2条1項第1号から第4号まで及び第8号 の公印は、総務課長が管守する。 2 (略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（執行伺等の合議）</p> <p>第5条 局本庁においては、執行伺、支出伺等予算の執行に関係のある事項について<u>経営企画課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>（企業出納員の設置及び任命）</p> <p>第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>経営企画課長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、その順序により企業出納員の権限に属する事務を代決することができる。</p> <p>(1) 局本庁</p> <p>ア <u>経営企画課長補佐</u></p> <p>イ <u>経営企画課</u>の会計を担当する係長</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 代理企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、代理企業出納員の権限に属する事務を代決することができる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>経営企画課</u>の会計を担当する係長</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>（執行伺等の合議）</p> <p>第5条 局本庁においては、執行伺、支出伺等予算の執行に関係のある事項について<u>総務課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>（企業出納員の設置及び任命）</p> <p>第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>総務課長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、その順序により企業出納員の権限に属する事務を代決することができる。</p> <p>(1) 局本庁</p> <p>ア <u>総務課長補佐</u></p> <p>イ <u>総務課</u>の会計を担当する係長</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 代理企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、代理企業出納員の権限に属する事務を代決することができる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>総務課</u>の会計を担当する係長</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>

(支出負担行為の整理)

第25条 予算執行職員は、次の各号に掲げる経費について支出しようとするときは、あらかじめ第20条の規定に準じて経費支出伺により決定し、支出負担行為の整理をしなければならない。ただし、第3号の経費については、前条第1項各号に掲げる経費を除き、経費支出票によることができる。

(1) ～(3) (略)

(4) 前年度以前において締結された長期継続契約に基づいて支払う経費

(証拠書類の形式)

第116条 (略)

2 (略)

3 収支命令職員、企業出納員、資金前渡職員又は出納店は、債権者が印章を遺失した等の理由により請求書又は領収書に押印することができないと認めるときは、債権者の署名により押印に代えることができる。この場合において、収支命令職員、企業出納員、資金前渡職員又は出納店は、その請求書又は領収書の余白に理由を付記し、証明しなければならない。

4 (略)

(支出証拠書類の審査)

第118条 経営企画課長は、第112条に規定する支出の証拠書類について、企業出納員に対し必要に応じて提出を求め、その内容の審査を行うことができる。

(局本庁及び施設ごとの計理状況)

第176条 企業出納員は、病院事業の月次計理状況を明らかにするために必要な電算情報その他これに付随する書類を、翌月13日までに経営企画課長に送付しなければならない。

2 経営企画課長は、前項の規定により送付された電算情報その他これに付随する書類を審査しなければならない。

3 (略)

(決算諸表)

(支出負担行為の整理)

第25条 予算執行職員は、次の各号に掲げる経費について支出しようとするときは、あらかじめ第20条の規定に準じて経費支出伺により決定し、支出負担行為の整理をしなければならない。ただし、第3号の経費については、前条第1項各号に掲げる経費を除き、経費支出票によることができる。

(1) ～(3) (略)

(証拠書類の形式)

第116条 (略)

2 (略)

3 収支命令職員、企業出納員、資金前渡職員又は出納店は、債権者が印章を遺失した等の理由により請求書又は領収書に押印することができないと認めるときは、債権者の署名及びぼ印により押印に代えることができる。この場合において、収支命令職員、企業出納員、資金前渡職員又は出納店は、その請求書又は領収書の余白に理由を付記し、証明しなければならない。

4 (略)

(支出証拠書類の審査)

第118条 総務課長は、第112条に規定する支出の証拠書類について、企業出納員に対し必要に応じて提出を求め、その内容の審査を行うことができる。

(局本庁及び施設ごとの計理状況)

第176条 企業出納員は、病院事業の月次計理状況を明らかにするために必要な電算情報その他これに付随する書類を、翌月13日までに総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により送付された電算情報その他これに付随する書類を審査しなければならない。

3 (略)

(決算諸表)

第180条 企業出納員は、前条の規定による帳簿の締切後4月30日までに、年度決算に係る電算情報その他これに付随する書類を作成し、これを経営企画課長に送付しなければならない。

2 経営企画課長は、前項の規定により送付された電算情報その他これに付随する書類を審査のうえ、決算整理試算表その他必要な書類を作成し、企業出納員に送付しなければならない。

(決算書類)

第181条 経営企画課長は、前条に規定する書類に基づき、次の各号に掲げる決算書類を作成し、病院局長の決裁を受けた後、これを5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(1)～(4) (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ウ (略)

エ 医療器械の保守管理業務

オ 洗濯業務

カ 診療材料調達等支援業務

キ 第1号(カを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務

(3) (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額(次の各号に掲げる契約にあつては、それぞれ当該各号に定める金額。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム(以下「財産売払いシステム」という。)による入札の場合にあつては、予定価格)の100分の10以上の契約保証金

第180条 企業出納員は、前条の規定による帳簿の締切後4月30日までに、年度決算に係る電算情報その他これに付随する書類を作成し、これを総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により送付された電算情報その他これに付随する書類を審査のうえ、決算整理試算表その他必要な書類を作成し、企業出納員に送付しなければならない。

(決算書類)

第181条 総務課長は、前条に規定する書類に基づき、次の各号に掲げる決算書類を作成し、病院局長の決裁を受けた後、これを5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(1)～(4) (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ウ (略)

エ 洗濯業務

オ 診療材料調達等支援業務

カ 第1号(カを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務

(3) (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額(次の各号に掲げる契約にあつては、それぞれ当該各号に定める金額。第196条第1項において同じ。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム(以下「財産売払いシステム」という。)による入札の場合にあつては、予定価格)

を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(入札保証金)

第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額（第186条第1項各号に掲げる契約にあつては、それぞれ当該各号に定める金額。）の100分の5（財産売払いシステムによる入札の場合にあつては、予定価格の100分の10）以上の金額の入札保証金を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。

2～5 (略)

別表第1（第3条関係）

専決事項	専決区分 科目等	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
収益的収入の原因行為	医業外収益							
	受取利息			○				
	補助金			○				
	負担金交付金			○				

の100分の10以上の契約保証金を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(入札保証金)

第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額の100分の5（財産売払いシステムによる入札の場合にあつては、予定価格の100分の10）以上の金額の入札保証金を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。

2～5 (略)

別表第1（第3条関係）

専決事項	専決区分 科目等	次長	総務課長	業務課長	総務課長補佐	業務課長補佐
収益的収入の原因行為	医業外収益					
	受取利息		○			
	補助金		○			
	負担金交付金		○			

長期前受金戻入			○				
看護師養成収益			○				
貸付料		○ (総務課の所掌事務に係るもの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るもの)	○ (業務課の所掌事務に係るもの)			
その他医業外収益		○ (総務課の所掌事務に係るもの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るもの)	○ (業務課の所掌事務に係るもの)			
消費税及び地方消費税還付金			○				
特別利益							
固定資産売却益	500万円未満		300万円未満				
過年度損益修正益	500万円未満		300万円未満				

長期前受金戻入			○				
看護師養成収益				○			
貸付料			○				
その他医業外収益			○				
消費税及び地方消費税還付金			○				
特別利益							
固定資産売却益	500万円未満		300万円未満				
過年度損益修正益	500万円未満		300万円未満				

	他会計繰入金		○				
	その他特別利益	500万円未満	300万円未満				
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	経費						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	消耗品費		50万円以上	50万円未満	50万円以上	50万円未満	50万円未満
	消耗備品費		50万円以上	50万円未満	50万円以上	50万円未満	50万円未満

	他会計繰入金		○				
	その他特別利益	500万円未満	300万円未満				
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	経費						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	消耗品費		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)
	消耗備品費		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)

光熱水費		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)
燃料費		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)
食糧費		○ (総務課の所掌事務に係るもの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るもの)	○ (業務課の所掌事務に係るもの)			
修繕費		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)

光熱水費		50万円以上		50万円未満	
燃料費		50万円以上		50万円未満	
食糧費		○			
修繕費		局本庁 50万円以上	施設 50万円以上	局本庁 50万円未満	施設 50万円未満

保険料		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)
通信運搬費		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)
賃借料		50万円以上 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円以上 (業務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	50万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)
委託料		○ (総務課の所掌事務に係るもの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るもの)	○ (業務課の所掌事務に係るもの)			

保険料		50万円以上		50万円未満	
通信運搬費		50万円以上		50万円未満	
賃借料		50万円以上		50万円未満	
委託料		局本庁 ○	施設 ○ (医事業務のみ)		

貸倒引当金繰入額			○				
雑費		○ (総務課の所掌事務に係るもの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るもの)	○ (業務課の所掌事務に係るもの)			
減価償却費			○				
資産減耗費			○				
研究研修費		○ (総務課の所掌事務に係るもの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るもの)	○ (業務課の所掌事務に係るもの)			
支払利息及び企業債取扱諸費			○				
雑損失	10万円以上	10万円未満 (総務課の所掌事務に係るもの)	10万円未満 (経営企画課の所掌事務に係るもの)	10万円未満 (業務課の所掌事務に係るもの)			

貸倒引当金繰入額			○				
雑費			○				
減価償却費			○				
資産減耗費			○				
研究研修費			○				
支払利息及び企業債取扱諸費			○				
雑損失	10万円以上	10万円未満					

消費税及び地方消費税						○	
看護師養成費							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
看護師養成経費		経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる
特別損失							
固定資産売却損	500万円未満		300万円未満				
減損損失	500万円未満		300万円未満				
固定資産除却費	500万円未満		300万円未満				
過年度損益修正損	500万円未満		300万円未満				
その他特別損失	500万円未満		300万円未満				
資本的収入の	固定資産売却代	1,000万円未満	500万円未満				

消費税及び地方消費税					○	
看護師養成費						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
看護師養成経費				経費に準じる		経費に準じる
特別損失						
固定資産売却損	500万円未満	300万円未満				
減損損失	500万円未満	300万円未満				
固定資産除却費	500万円未満	300万円未満				
過年度損益修正損	500万円未満	300万円未満				
その他特別損失	500万円未満	300万円未満				
資本的収入の原因行	固定資産売却代	1,000万円未満	500万円未満			

投資回収金		○					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出資金		○					
他会計借入金		○					
寄付金	500万円 未満	100万円 未満					
補助金		○					
負担金交付金		○					
その他資本的収入		○					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電話加入権		○					
その他無形固定資産費		○					
その他投資		○					
企業債償還金		○					
借入金償還金		○					
その他固定負債償還金		○					

為

資本的
支出の
負担行為

原因行為	投資回収金			○				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	出資金			○				
	他会計借入金			○				
	寄付金	500万円 未満		100万円 未満				
	補助金			○				
	負担金交付金			○				
	その他資本的収入			○				
資本的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	電話加入権			○				
	その他無形固定資産費			○				
	その他投資			○				
	企業債償還金			○				
	借入金償還金			○				
	その他固定負債償還金			○				

	その他資本的支出			○				
たな卸資産購入限度額の支出負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	消耗備品		経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる
	その他貯蔵品		経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる	経費に準じる
収支命令行為	病院局長及び次長の決定を経た事件			○				
	総務課長に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営企画課長に専決させた事件			○				

	その他資本的支出			○			
たな卸資産購入限度額の支出負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	消耗備品			○			
	その他貯蔵品			○			
収支命令行為	病院局長及び次長の決定を経た事件			○			
	総務課長に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

業務課長に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総務課長補佐に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経営企画課長補佐に専決させた事件						○	
業務課長補佐に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の権限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

業務課長に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総務課長補佐に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務課長補佐に専決させた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の権限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	(略) 吉田病院消化器内視鏡センター長 <u>新発田病院教育研修センター長</u>			(略) 吉田病院消化器内視鏡センター長	
	中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種(局長が別に定める場合には5種)		中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第1号

局本庁
施設

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和53年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する対応後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 <u>局本庁及び病院</u>に法第12条の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、<u>当該事業所</u>の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第10条の規定による資格を有する者のうちから<u>事業所の長</u>が選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 削除</p> <p>(作業主任者)</p> <p>第9条 <u>労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第6条各号</u>に掲げる作業を行う作業場ごとに法第14条の規定による作業主任者を置く。</p> <p>2 作業主任者は、<u>規則第16条の規定による資格</u>を有する者のうちから病院長が選任する。</p> <p>3 作業主任者は、<u>令第6条各号</u>に掲げる作業の危害防止に関する業務を行う。</p> <p>(設置)</p> <p>第10条 <u>局本庁及び病院</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第11条 産業医は、<u>事業所の長</u>が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 病院に法第12条の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、<u>病院</u>の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第10条の規定による資格を有する者のうちから<u>病院長</u>が選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(衛生推進者)</p> <p>第8条 <u>局本庁に法第12条の2の規程による衛生推進者を置く。</u></p> <p><u>2 衛生推進者は、局本庁の職員のうちから規則第12条の3の定めるところにより、病院局総務課長が選任する。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、衛生推進者について準用する。</u></p> <p>(作業主任者)</p> <p>第9条 <u>別表</u>に掲げる作業を行う作業場ごとに法第14条の規定による作業主任者を置く。</p> <p>2 作業主任者は、<u>別表に掲げる資格</u>を有する者のうちから病院長が選任する。</p> <p>3 作業主任者は、<u>別表</u>に掲げる作業の危害防止に関する業務を行う。</p> <p>(設置)</p> <p>第10条 病院に法第13条の規定による産業医を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第11条 産業医は、<u>病院長</u>が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専</p>

門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、事業所の長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言することができる。

(1)～(7) (略)

2 産業医は、少なくとも毎月1回以上事業所を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(衛生委員会)

第19条 局本庁及び病院に法第18条に規定する衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し事業所の長に意見を述べるものとする。

(1)～(4) (略)

3 衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は局本庁にあつては7人、病院にあつては11人とする。

(1)～(4) (略)

4 衛生委員会の委員は、事業所の長が指名する。ただし、前項第1号に規定する委員以外の委員の半数については、当該事業所の職員のうちから、新潟県立病院労働組合の推薦に基づいて指名するものとする。

5 (略)

6 第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において「中央安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「病院局総務課」とあるのは「当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

(報告)

第21条 事業所の長は、衛生管理者及び産業医を選任したときは、当該事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に規則第7条第2項若しくは第13条第2項に規定する報告書を提出するとともに、その写しを安全衛生総括管理者に提出しなければならない。

門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、病院長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言することができる。

(1)～(7) (略)

2 産業医は、少なくとも毎月1回以上病院内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、病院長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(衛生委員会)

第19条 病院に法第18条に規定する衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し病院長に意見を述べるものとする。

(1)～(4) (略)

3 衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は11人とする。

(1)～(4) (略)

4 衛生委員会の委員は、病院長が指名する。ただし、前項第1号に規定する委員以外の委員の半数については、当該病院の職員のうちから、新潟県立病院労働組合の推薦に基づいて指名するものとする。

5 (略)

6 第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において「中央安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「病院局総務課」とあるのは「病院の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

(報告)

第21条 病院長は、衛生管理者、産業医及びボイラー取扱作業主任者を選任したときは、当該病院の所在地を管轄する労働基準監督署に規則第7条第2項若しくは第13条第2項又はボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第24条第3項に規定する報告書を提出するとともに、その写しを安全衛生総括管理者に提出しなければならない。

別表 (第9条関係)

作業主任者を選任すべき作業とその資格及び名称

作業主任者を選任すべき作業	作業主任者の資格	作業主任者の名称
1 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号以下)		ボイラー取扱作業主任者

	<p>「政令」という。) 第 6 条第 4 号に規定するボイラーの取扱いの作業</p>		
	<p>(1) 伝熱面積の合計が25平方メートル以上500平方メートル未満の場合 (2) 伝熱面積の合計が25平方メートル未満の場合</p>	<p>(1) 特級ボイラー技士免許又は1級ボイラー技士免許を受けた者 (2) (1)の者又は2級ボイラー技士免許を受けた者</p>	
	<p>2 政令第 6 条第 17 号に規定する第 1 種圧力容器の取扱いの作業</p>	<p>特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許若しくは 2 級ボイラー技士免許を受けた者又は化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習を終了した者</p>	<p>第 1 種圧力容器取扱作業主任者</p>

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1820号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(規則第6-48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表(第2条関係)			別表第1 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)			(略)		
地域課	1 (略)	(略)	地域課	1 (略)	(略)
	2 えちごに乗り組む職員			2 えちご又はあがの に乗り組む職員	
(略)			(略)		
小学校、中学校、義務教育学校、 <u>高等学校及び中等教育学校</u>	(略)	(略)	小学校、中学校及び義務教育学校	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3 月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1821号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第 6 - 492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 （第 2 条、第 4 条関係） へき地学校級別区分			別表第 1 （第 2 条、第 4 条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
長岡市	上塩小学校	1 級地	長岡市	上塩小学校	1 級地
(略)	(略)		(略)	<u>中野俣小学校</u>	
佐渡市	(略)		佐渡市	(略)	
(略)	相川小学校		(略)	相川小学校	
(略)	(略)		(略)	<u>沢根小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第 2 （第 2 条関係） 準へき地学校			別表第 2 （第 2 条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
南魚沼市	(略)		南魚沼市	(略)	
(略)	三用小学校		(略)	三用小学校	
(略)	<u>八海中学校</u>		(略)	<u>五十沢中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	<u>城内中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第 3 （第 3 条関係） 特別地学校			別表第 3 （第 3 条関係） 特別地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
糸魚川市	下早川小学校		糸魚川市	下早川小学校	
(略)	(略)		(略)	<u>市振小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1822号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)	5種	知事の 事務部 局	本庁	(略)	5種
		室長(区分4種のもの並びに韓国室長及びロシア室長を除く。)				室長(区分4種のもの並びに韓国室長、 <u>ロシア室長及び産業金融室長</u> を除く。)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
警察	本部	(略)	5種	警察	本部	(略)	5種
		(略)				(略)	
		許認可管理センター長 <u>子供女性安全緊急 対処センター長</u>				許認可管理センター長	
		(略)				(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1823号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
新発田市	(略)	新発田市	新発田市	(略)	新発田市
	(略)			米倉小学校	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-91号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
機 関		職	機 関		職
(略)			(略)		
本庁以	(略)		本庁以	(略)	
外の機	大阪事務所	所長 <u>副所長</u>	外の機	大阪事務所	所長
関	(略)		関	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 <u>奨学金係</u> 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 いじめ対策生徒指導 支援室</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 管理係 企画振興係 指導第1 係 指導第2係 いじめ対策生徒指導支援室</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 <u>スキー国体室</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、保健体育課にスポー ツ振興室を置き、同室に競技スポーツ係及びスポー ツ施設係を置く。</u></p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～文化行政課 (略)</p> <p>保健体育課 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～文化行政課 (略)</p> <p>保健体育課 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) スポーツ振興（前号に規定する事項を除く。） に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) 県立の社会体育施設に関する事項</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) スポーツ推進審議会に関する事項</u></p>
<p>(政策企画員)</p> <p>第23条 文化行政課に政策企画員を置く。</p>	<p>(政策企画員)</p> <p>第23条 文化行政課及び保健体育課に政策企画員を置 く。</p>
<p>(附属機関)</p> <p>第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基</p>	<p>(附属機関)</p> <p>第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基</p>

づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担任する事務
(略)	
社会教育委員	(略)
新潟県教科用図書選定審議会	(略)

づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担任する事務
(略)	
社会教育委員	(略)
新潟県スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関し教育委員会若しくは知事の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会若しくは知事に建議する。
新潟県教科用図書選定審議会	(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課～義務教育課（略）</p> <p>高等学校教育課</p> <p>教育次長専決事項</p> <p>(1)～(21)（略）</p> <p><u>(22)</u>（略）</p> <p><u>(23)</u>（略）</p> <p><u>(24)</u>（略）</p> <p><u>(25)</u> <u>新潟県給付型奨学金の給付の停止、警告、復活又は廃止の決定をすること。</u></p> <p><u>(26)</u>（略）</p> <p><u>(27)</u>（略）</p> <p>高等学校教育課長専決事項</p> <p>(1)～(21)（略）</p> <p><u>(22)</u>（略）</p> <p><u>(23)</u>（略）</p> <p>(24) <u>新潟県給付型奨学金の給付の休止をすること。</u></p> <p>(25) <u>新潟県給付型奨学金の申込書、諸届等の受理をすること。</u></p> <p><u>(26)</u>（略）</p> <p><u>(27)</u>（略）</p> <p><u>(28)</u>（略）</p> <p><u>(28)の2</u>（略）</p> <p><u>(28)の3</u>（略）</p> <p><u>(29)</u>（略）</p> <p><u>(30)</u>（略）</p> <p><u>(30)の2</u>（略）</p> <p><u>(30)の3</u>（略）</p> <p><u>(31)</u>（略）</p> <p>生涯学習推進課～保健体育課（略）</p>	<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課～義務教育課（略）</p> <p>高等学校教育課</p> <p>教育次長専決事項</p> <p>(1)～(21)（略）</p> <p><u>(21)の2</u>（略）</p> <p><u>(21)の3</u>（略）</p> <p><u>(21)の4</u>（略）</p> <p><u>(22)</u>（略）</p> <p><u>(23)</u>（略）</p> <p>高等学校教育課長専決事項</p> <p>(1)～(21)（略）</p> <p><u>(21)の2</u>（略）</p> <p><u>(21)の3</u>（略）</p> <p><u>(22)</u>（略）</p> <p><u>(23)</u>（略）</p> <p><u>(24)</u>（略）</p> <p><u>(24)の2</u>（略）</p> <p><u>(24)の3</u>（略）</p> <p><u>(25)</u>（略）</p> <p><u>(26)</u>（略）</p> <p><u>(26)の2</u>（略）</p> <p><u>(26)の3</u>（略）</p> <p><u>(27)</u>（略）</p> <p>生涯学習推進課～保健体育課（略）</p>

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2 （第36条、第36条の2関係）			別表第2 （第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	記号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>60</u>	(略)	(略)	60	新潟県立川西高等学校	川高
<u>61</u>	(略)	(略)	<u>61</u>	(略)	(略)
<u>62</u>	(略)	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
<u>63</u>	(略)	(略)	<u>63</u>	(略)	(略)
<u>64</u>	(略)	(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
<u>65</u>	(略)	(略)	<u>65</u>	(略)	(略)
<u>66</u>	(略)	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
<u>67</u>	(略)	(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
<u>68</u>	(略)	(略)	<u>68</u>	(略)	(略)
<u>69</u>	(略)	(略)	<u>69</u>	(略)	(略)
<u>70</u>	(略)	(略)	<u>70</u>	(略)	(略)
<u>71</u>	(略)	(略)	<u>71</u>	(略)	(略)
<u>72</u>	(略)	(略)	<u>72</u>	(略)	(略)
<u>73</u>	(略)	(略)	<u>73</u>	(略)	(略)
<u>74</u>	(略)	(略)	<u>74</u>	(略)	(略)
<u>75</u>	(略)	(略)	<u>75</u>	(略)	(略)
<u>76</u>	(略)	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
<u>77</u>	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
<u>78</u>	(略)	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
<u>79</u>	(略)	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)
<u>80</u>	(略)	(略)	<u>80</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>81</u>	(略)	(略)
特5	新潟県立西蒲高等特別支援学校	(略)	(略)	(略)	(略)
特6	新潟県立川西高等特別支援学校	川高特	特5	新潟県立西蒲高等特別支援学校	(略)
<u>特7</u>	(略)	(略)	<u>特6</u>	(略)	(略)
<u>特8</u>	(略)	(略)	<u>特7</u>	(略)	(略)
<u>特9</u>	(略)	(略)	<u>特8</u>	(略)	(略)
<u>特10</u>	(略)	(略)	<u>特9</u>	(略)	(略)
<u>特11</u>	(略)	(略)	<u>特10</u>	(略)	(略)
<u>特12</u>	(略)	(略)	<u>特11</u>	(略)	(略)
<u>特13</u>	(略)	(略)	<u>特12</u>	(略)	(略)

特14	(略)	(略)	特13	(略)	(略)
特15	(略)	(略)	特14	(略)	(略)
特16	(略)	(略)	特15	(略)	(略)
特17	(略)	(略)	特16	(略)	(略)
特18	(略)	(略)	特17	(略)	(略)
特19	(略)	(略)	特18	(略)	(略)
特20	(略)	(略)	特19	(略)	(略)
特21	(略)	(略)	特20	(略)	(略)

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数			別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数		
1 2以上の課程又は分校を有する学校			1 2以上の課程又は分校を有する学校		
学校の名称	増員数	増員内訳	学校の名称	増員数	増員内訳
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新発田竹俣特別支援学校 (分校)			新発田竹俣特別支援学校 (分校)		
(略)			<u>小出特別支援学校(分校)</u> (略)		